

埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 県民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、県が取り組むべき人権問題の課題、人権施策の方向性等を明らかにした「埼玉県人権施策推進指針」を改定するに当たり、広く学識経験者の意見を求めるため、人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に提言する。

(1) 埼玉県の人権施策の基本的な考え方及び取り組むべき推進方策等の人権施策推進のあり方に関すること。

(2) その他知事が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 懇話会は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する委員12名以内で組織する。

2 委員の任期は委嘱の日から1年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は懇話会の会議を主宰する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じ、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって構成する小委員会を設置することができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇話会及び小委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 この懇話会は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところにより、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、県民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。